

# 経済産業省新型インフルエンザ等対策に関する行動計画

平成29年7月5日

経済産業省新型インフルエンザ等対策本部

## ～ 目 次 ～

第1章 総論	1
第1節 行動計画の目的	1
第2節 行動計画の対象	1
第3節 流行規模及び想定	1
第4節 基本的考え方	2
第5節 体制等	3
1. 経済産業省新型インフルエンザ対策本部	3
2. 関係機関等との連携	3
第2章 各論	5
第1節 未発生期（前段階）	7
1. 省庁間の連携、省内体制の確立	7
2. 産業界に係る対策	7
3. ライフライン／生活必需品に係る対策	8
4. 職員等への対応	8
第2節 海外発生期（第一段階）	12
1. 省庁間の連携、省内対策本部の開催	12
2. 海外の状況等の把握	12
3. 産業界に係る対策	13
4. ライフライン／生活必需品に係る対策	13
5. 職員等への対応	14
第3節 国内発生早期（第二段階）	17
1. 省内対策本部の開催	17
2. 産業界に係る対策	17
3. ライフライン／生活必需品に係る対策	18
4. 職員等への対応	18
第4節 感染拡大期／まん延期／回復期（第三段階）	23
1. 省内対策本部の開催	23
2. 産業界に係る対策	23
3. ライフライン／生活必需品に係る対策	24
4. 職員等への対応	25
第5節 小康期（第四段階）	28
1. ライフライン／生活必需品関係	28
2. 一般事業者対策	28
3. 職員等への対応	28
第3章 その他	31
第1節 行動計画の見直し	31
第2節 用語の定義	31
(参考1) 治療薬・感染予防物品の備蓄量	33
(参考2) 新型インフルエンザ関連ホームページ	34
(参考3) 経済産業省新型インフルエンザ対策本部の設置について	35

# 第1章 総論

## 第1節 行動計画の目的

本行動計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)、特措法第6条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年6月閣議決定。以下、「政府行動計画」という。)、**「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」**(平成25年6月関係省庁対策会議決定)が策定されたこと等を踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症の発生に際して、経済産業省が行うべき対応を予め定めることにより、発生時における的確かつ迅速な対策の実施に資することを目的とする。

## 第2節 行動計画の対象

本行動計画は、経済産業省本館、別館及び特許庁庁舎において勤務している経済産業省職員並びに当該職員の携わる業務を対象としている。後述のとおり、各地方経済産業局、各産業保安監督部等の地方支分部局等においては、本計画の直接の対象としないものの、計画の実施に当たって密接に連携することとする。

## 第3節 流行規模及び想定

政府行動計画において、新型インフルエンザ等の流行規模及び想定について定められており、本計画においても、当該流行規模等を前提とする。

(参考) 政府行動計画における「流行規模及び想定」

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

- ・ 全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人と推計。
- ・ 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人となると推計。
- ・ 全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算

を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人(流行発生から5週目)と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。

- なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 第4節 基本的考え方

政府行動計画においては、「新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能」とされている。また、「世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられない」と考えられている。

経済産業省における新型インフルエンザ等対策においては、発生初期の段階において感染拡大を可能な限り抑制し、感染拡大による健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の維持を図ることが求められる。このため、生活必需品の調達、電気・ガス・熱供給、石油、工業用水、情報システム等のライフライン関係事業者等に関する対策等を講ずることが必要である。同時に、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等対策によって生じる中小企業者等への影響緩和対策についても的確に講じる必要がある。

これらの対策を、的確かつ迅速に実施するためには、発生・流行時に想定される状況を念頭に置き、新型インフルエンザ等の発生段階ごとに、経済産業省における行動計画をあらかじめ確立しておくことが求められる。また、この行動計画を事前に関係者に広く周知し、経済産業省とともに、これらの関係者が速やかに具体的な行動を取ることができるよう準備しておく必要がある。

## 第5節 体制等

### 1. 経済産業省新型インフルエンザ等対策本部、幹事会

経済産業省においては、新型インフルエンザ等が発生し、あるいは国内における感染拡大が見られる場合に、段階に応じて対応方針を確認・決定していくため、経済産業省新型インフルエンザ等対策本部又は経済産業省新型インフルエンザ等対策本部幹事会(平成19年3月27日経済産業大臣決定。参考3参照。以下、「省内対策本部」又は「省内対策本部幹事会」という。)を開催することとする。

#### ○経済産業省新型インフルエンザ等対策本部

本部長	大臣
副本部長	両副大臣、両大臣政務官、事務次官、経済産業審議官
本部員	大臣官房長、総括審議官、技術総括・保安審議官、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、製造産業局長、商務情報政策局長、商務・サービス審議官、資源エネルギー庁長官、特許庁長官、中小企業庁長官
オブザーバー	経済産業省診療所長

#### ○経済産業省新型インフルエンザ等対策本部幹事会

幹事長	大臣官房総務課長
副幹事長	大臣官房技術担当参事官
構成員	大臣官房秘書課長 大臣官房労務担当参事官 大臣官房防災業務室長 大臣官房広報室長 大臣官房厚生企画室長 経済産業政策局総務課長 地域経済産業グループ地方調整室長 通商政策局総務課長 貿易経済協力局総務課長 製造産業局総務課長 商務情報政策局総務課長 商務・サービスグループ参事官 産業保安グループ保安課長 資源エネルギー庁総務課長 特許庁秘書課長 中小企業庁事業環境部経営安定対策室長

### 2. 関係機関等との連携

新型インフルエンザ等対策に係る業務を実施する経済産業省の各部局は、平常時より、新型インフルエンザ等対策業務について相互に密接な連絡調整を図る。

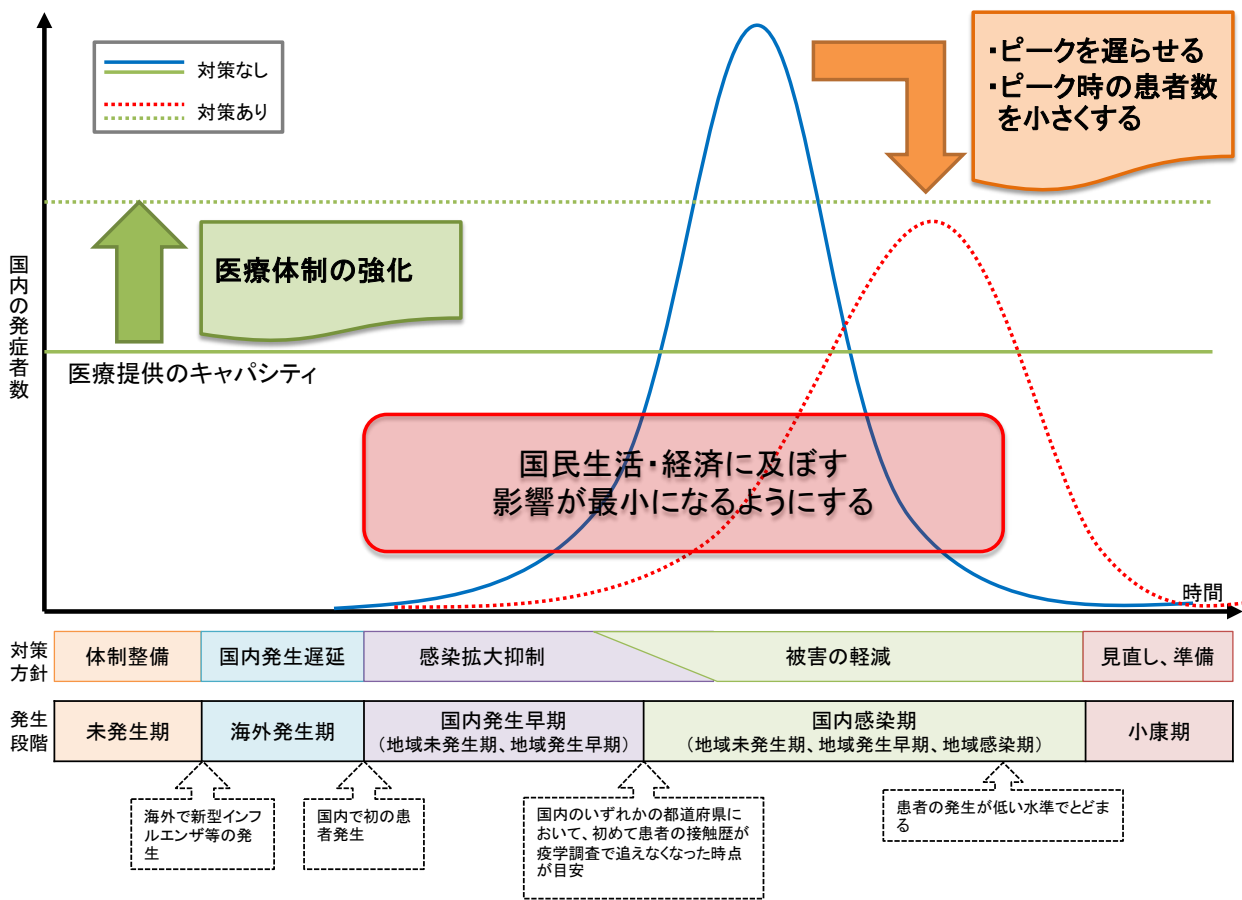
また、経済産業省として、政府対策本部(後述の第2章第2節参照)、関係省庁対策会議・同幹事会及び政府が行う新型インフルエンザ等に関する訓練等に積極的に参加するとともに、平常時より、新型インフルエンザ等対策業務について、当省地方支分部局等を含む関係機関、関係省庁、関係事業者等との間において密接な連絡調整を図る。

特に、独立行政法人製品評価技術基盤機構において、国立感染症研究所との共同事業により、インフルエンザウイルスの大規模な遺伝子解析を行い、国内における遺伝子レベルでの流行の早期予測、薬剤耐性ウイルスの監視体制の強化や、WHOを中心とする国際的な取組に貢献する。また、国立感染症研究所との連携を強化し、インフルエンザに関する的確な情報収集体制を整備する。

なお、関係機関やライフライン関係事業者等において新型インフルエンザ等対策を行う際には、本行動計画も踏まえ、それぞれの実情に応じて、必要な計画(行動計画、業務継続計画など)を策定して対策を行うことが重要である。

# 第2章 各論

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることとなる。政府行動計画においては、WHOが宣言(実施)するフェーズを参考としつつ、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外・国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類し、各段階に応じた対策等を定めている。(国内感染期においては、地域によっては独自の対応が必要となる場合を考慮し、3つの時期に小分類し、その移行については、国と協議の上で都道府県が判断するものとしている。)



発生段階		状態
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期		国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
各都道府 県の判断	地域未発生期	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	地域発生早期	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

国内感染期		国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
判断 (各都道府県の)	地域未発生期	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	地域発生早期	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	地域感染期	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



## 第1節 未発生期

新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁とも連携して情報収集やワクチン接種等の体制を整備するとともに、必要な物品の備蓄等を行う。また、事業者に対する感染防止や重要業務の継続に向けた計画作りを促す。

### 1. 省庁間の連携、省内体制の確立

#### (1) 関係省庁対策会議等への出席

関係省庁対策会議・同幹事会に出席するとともに、政府主催の新型インフルエンザ等対策訓練に出席し、関係省庁間の連携強化や経済産業省の対応能力の向上に努める。(官房総務課、資源エネルギー庁、中小企業庁、関係局)

#### (2) 経済産業省内における対応

関係省庁対策会議の結果等を踏まえ、必要に応じて、省内対策本部又は同幹事会を開催するなど、省内関係局等との間の連携強化を図る。(全部局)

### 2. 産業界に係る対策

#### (1) 関係事業者団体等に対する注意喚起等

新型インフルエンザ等の発生状況や関連情報等を勘案しつつ、必要に応じ、経済産業省関係の事業者団体、独立行政法人等(以下、「関係事業者団体等」という。)に対する新型インフルエンザ等に関する連絡ルートを確認するとともに、関係事業者団体等及びその傘下の各事業者の新型インフルエンザ等に係る対応の状況について聴取する。

内閣官房から要請等を受けて、関係事業者団体等及びその従業員並びに傘下の各事業者及びその従業員等(以下「各事業者やその従業員等」という。)に対して、厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関連する情報等を注視するとともに、政府行動計画やガイドラインを踏まえて、必要に応じて対策を講じるよう、注意喚起する。(全部局)

#### (2) 中小企業対策

我が国の輸出入が制約を受ける場合や、国内の患者発生地域で生産活動が停滞する場合に備え、影響を受ける中小企業者に対する対策を検討する。具体的には、政府系中小企業金融機関等への相談窓口設置、セーフティネット貸付・セーフティネット保証等による支援策の措置について、具体的な要件等について検討する。(中小企業庁)

#### (3) 特定接種体制の構築

特措法第28条第3項に規定する「特定接種」の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、特定接種の対象となりうる業種(電気業、ガス業、政府系金融機関、工業用水道業、石油精製業、石油卸売・小売業(LPガス含む)、熱供給業、百貨店・総合スーパー、飲食料品小売業、ドラッグストア、冠婚葬祭業)との接種体制の構築を行う。事業者の登録は、厚生労働省から示される具体的な基準・手順に基づき、事業者からの登録申請を受け付

け、基準に該当する事業者を厚生労働省に連絡する。(地域経済産業 G、商務情報政策局、商務・サービスG、資源エネルギー庁、中小企業庁)

### 3. ライフライン／生活必需品に係る対策

#### (1) 関係事業者に対する注意喚起等

内閣官房からの要請等を受けて、経済産業省の所掌に係る電気・ガス・熱供給、石油、工業用水、情報システム等のライフライン関係事業者、生活必需品供給事業者又はこれらの事業者団体(以下、「社会機能維持事業者等」という。)に対して、

- 厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関連する情報等の注視
- サプライチェーン全体を念頭に置いた供給体制、備蓄状況、流通方策についての確認
- 新型インフルエンザ等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、エネルギー等や生活必需品の安定供給に支障が出ないよう、職場における感染防止策並びに重要業務の継続及び不要不急の業務の縮小等を的確かつ迅速に実施するための計画(事業継続計画:BCP)の策定

など、十分な事前の準備を行うよう要請する。

とりわけ、サプライチェーン全体を機能させることが不可欠となるため、重要業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、供給を確保する(あるいは、備蓄を積み増す)ための事前の調整・確認を行っていくことが必要である。社会機能維持事業者等の中でこうした議論が円滑に進むよう、経済産業省としても社会機能維持事業者等とのコミュニケーションを密接に行う。

また、中小企業性の高い社会機能維持事業者等との関係では、「新型インフルエンザ対策のための中小企業BCP(事業継続計画)策定指針」(平成21年3月)の普及・広報を通じて事業者「気づき」の機会を提供し、BCP策定を促していく。

なお、社会・経済機能の維持に関わる者にとっての事業継続のため、事業者の要望等も踏まえつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合において事業者の一定の義務を免除するなどの関係法令の弾力的運用について検討する。

(地域経済産業G、製造産業局、商務情報政策局、商務・サービスG、産業保安G、資源エネルギー庁、関係局)

### 4. 職員等への対応

#### (1) 職員に対する注意喚起、指導等

厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関する情報等を踏まえつつ、経済産業省診療所と協力して、全職員に対して、新型インフルエンザ等の特徴、予防措置等に関して周知し、新型インフルエンザ等に関する理解を促進する。

新型インフルエンザ等が発生していない状況にあっても、鳥インフルエンザが発生している国・地域に居住する職員(駐在、留学等)、当該国・地域への出張者、旅行者に対して、必要に応じて注意喚起・指導を行う。なお、他機関に出向中の職員については、基本的には所属機関からなされる指示に従うこととなるが、必要に応じて、経済産業省から本人に対して注意喚起・指導を行う。(官房秘書課、厚生企画室、特許庁)

## (2) 勤務体制についての検討

新型インフルエンザ等が発生した場合、多くの職員が出勤困難又は不可能となるおそれがあることから、こうした事態に備え、人事院等とも調整し、感染リスクを下げるための自宅待機、在宅勤務、時差出勤、交代制の導入等の活用に係る発動要件、勤務管理、命令の発出の在り方等について検討し、職員に周知する。(官房秘書課、特許庁)

## (3) 庁舎の衛生管理、関係機関との連携

国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請を混乱なく受けられるよう、事前にこれらの部局等との連絡体制の整備を図るとともに、保健部局等からの助言等を受けつつ、庁舎の衛生管理に努める。

経済産業省診療所とともに、省内で新型インフルエンザ等の症状を呈する患者が発生した場合等の対応について検討する。近隣の病院等に対して、省内で新型インフルエンザ等の症状を呈する患者が発生した場合等の対応について協力を要請する。(厚生企画室、特許庁)

## (4) 物品の備蓄

新型インフルエンザ等が発生した場合においても、庁舎内で必要最小限の業務実施体制をとることができるよう治療薬、感染予防物品を保持しておくことが必要である。これらについては、新型インフルエンザ等発生後においては、買い占め等による物品の不足が想定されるため、計画的に備蓄するものとする。具体的には、経済産業省本館、別館及び特許庁庁舎において業務に携わっている職員の約50%<sup>1</sup>(約2,950名)分の抗インフルエンザウイルス薬並びに14日分<sup>2</sup>のマスク等を、経済産業省診療所に備蓄することとする。

なお、抗インフルエンザウイルス薬については、その予防投与の在り方も含め、経済産業省診療所と考え方を整理し、職員に周知する。経済産業省としては、以下のような治療薬、感染予防物品を備蓄する(具体的な備蓄目標数量については、本計画の最後の参考1参照)。

(厚生企画室、特許庁)

### ➤ 抗インフルエンザウイルス薬

新型インフルエンザに罹患した者に対して、インフルエンザの症状を軽減する目的のために、診療所において処方する。また、インフルエンザの発生早期のケースにおいては、出張者等に対して予防的に処方を行うこともある。

### ➤ サージカルマスク

会話、咳、くしゃみによる飛沫感染予防と感染拡大防止の目的で使用する。

### ➤ N95マスク<sup>3</sup>

インフルエンザ等症状のある人との近距離での接触が予想される場合にのみ必要である。

### ➤ 手指消毒用アルコール、消毒用スプレー

石鹸を用いた手指の消毒を頻繁に行うことが困難な場合の代用として用いる。また、患者が発生した執務室、経済産業省診療所内の机やイス等の消毒用に用いる。

<sup>1</sup> 政府行動計画によれば、本人の罹患や家族の看病等により出勤できない者が、ピーク時で全体の4割程度に及ぶこととなっている。これを前提に、感染拡大防止のため、業務継続の必要性の低い業務を行う職員は自宅待機とし、これらの者を1割程度と想定し、残りの45%が本省で勤務し、5%程度が海外出張等に出向くものと想定。

<sup>2</sup> 厚生労働省が、国民向けに新型インフルエンザ等発生時の対策として、14日分程度の医薬品・衛生用品、食料及び日用品等の備蓄を呼びかけていることから、これに基づき備蓄日数を設定。

<sup>3</sup> 出張者においては、航空機等の利用や会議・移動等により、不特定多数との接触が想定されることから、より防護性の高いマスクである医療従事者用マスク(N95マスク)を配布。出張者への配布に当たっては、経済産業省診療所において、あらかじめ正しい着用方法についての指導を行う。

➤ 消毒用手袋

庁舎内の消毒等を行う際に着用者の手指に病原体が付着することを防止する目的で使用する。

➤ ゴーグル

飛沫が顔に飛散することが想定される場合に、着用者の眼に病原体を含んだ飛沫が入ることを防止する。

➤ 毛布、食料

上記以外にも食料・水等の備蓄が必要となるが、これらについては、首都圏直下型地震を想定して平成24年6月に改定した経済産業省業務継続計画及び特許庁業務継続計画に基づき備蓄しているものを適宜融通することとする。

(参考) 政府行動計画における経済産業省関係項目

(1) 実施体制

(1)-1 政府行動計画等の作成

国、都道府県、市町村、指定(地方)公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(内閣官房、その他全省庁)

(1)-2 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化

① 国は、国における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定の対策のフォローアップを進める。(内閣官房、その他全省庁)

② 国、都道府県、市町村、指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(内閣官房、その他全省庁)

③ 国は、都道府県行動計画、市町村行動計画、指定(地方)公共機関における業務計画の作成、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成等を支援する。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)

(1)-3 国際間の連携

② 国は、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・開発等に関する国際的な連携・協力体制を構築する。(外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

① 国、都道府県、市町村、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター49に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(厚生労働省、関係省庁)

② 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(厚生労働省、関係省庁)

(4)-2-4 基準に該当する事業者の登録

① 国は、基準に該当する事業者の登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。(厚生労働

省、内閣官房、関係省庁)

- ② 国は、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。(厚生労働省、関係省庁)

(4)-2-5 接種体制の構築

(4)-2-5-1 特定接種

国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及びに地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。(厚生労働省、関係省庁)

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6)-1 業務計画等の策定

- ① 国及び都道府県は、指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(関係省庁)
- ② 国は、指定(地方)公共機関及び登録事業者(以下「指定(地方)公共機関等」という。)の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を検討する。(関係省庁)

(6)-2 物資供給の要請等

国は、都道府県と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。(関係省庁)

(6)-5 物資及び資材の備蓄等

国、都道府県、市町村及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

## 第2節 海外発生期

海外において、新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、政府レベルでは、関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、政府の基本的対処方針について協議・決定することとなる。また、新型インフルエンザ等の発生が認められた場合には、総理大臣及びすべての国務大臣からなる「新型インフルエンザ等対策本部」（以下、「政府対策本部」という。）を設置・開催し、政府として海外発生期に入ったことを宣言するとともに、水際対策等の基本的対処方針について協議・決定することとなる。

経済産業省としては、こうした政府レベルでの対応に呼応して、発生国・地域に係る情報収集・共有、各産業界への注意喚起と要請、ライフライン・生活必需品の安定供給のための対応等を行うこととする。

### 1. 省庁間の連携、省内対策本部の開催

#### (1) 新型インフルエンザ等に関する情報収集

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、その発生状況、流行の進展に応じて、厚生労働省、外務省等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。（官房総務課、関係局）

#### (2) 省内対策本部の開催

新型インフルエンザ等の発生が認められた場合、政府レベルでは、上記のように政府対策本部を設置し、水際対策等の初動対処方針について協議・決定することとなる。経済産業省としても、こうした動きに呼応して、直ちに、省内対策本部を開催する。省内対策本部においては、新型インフルエンザ等の症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有し、当該情報を基に我が国経済・産業への影響を分析の上、今後の対応方針について協議・決定する。その後の事態の進行に応じて、随時、省内対策本部又は同幹事会を開催する。（全部局）

### 2. 海外の状況等の把握

新型インフルエンザ等の発生が認められた場合には、新型インフルエンザ等が発生している国・地域の関係機関、厚生労働省、外務省等を通じ、

- 当該国・地域における状況、諸外国における対応状況
- 当該国・地域における経済活動への影響、当該地域での経済活動が停滞した場合の国内産業への影響
- 当該国・地域からのエネルギー資源の供給に与える影響

等に関する情報を収集する。なお、主要国の新型インフルエンザ等に関する対応、我が国経済・産業への影響についても、必要に応じて情報を収集する。（通商政策局、経済産業政策局、製造産業局、商務情報政策局、商務・サービスG、産業保安G、資源エネルギー庁）

また、当該国・地域における経済産業省主催で開催予定のイベント等について、延期・中止等を検討する。（関係局）

### 3. 産業界に係る対策

#### (1) 関係事業者団体等に対する注意喚起等

厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関連する情報や、上記2.において収集する我が国経済・産業への影響に関する情報を踏まえ、内閣官房と連携して、あるいは、内閣官房からの要請等を受けて、経済産業省関係の関係事業者団体等に対して、

- 職場での感染予防策、不要不急の業務の縮小を含めた事業体制の確認等、国内における新型インフルエンザ等の発生・流行に備えた準備
- 傘下の各事業者に対する注意喚起と必要な対応の実施
- 関係事業者団体等及び傘下の各事業者の新型インフルエンザ等に係る対応状況の報告・聴取

等を要請する。なお、厚生労働省、外務省等から、これらの事項以外について、新型インフルエンザ等に関連する情報が示された場合には、必要に応じて、これに関して注意喚起等を行う。(全部局)

また、新型インフルエンザ等対策に係る関係事業者団体等及び傘下の各事業者からの問い合わせに対応できる窓口を各部局関係課室に設置する。(全部局)

#### (2) 中小企業対策

我が国の輸出入が制約を受ける場合等に、影響を受ける中小企業者に対する対策を講ずる。具体的には、中小企業への影響を調査し、必要に応じて、政府系中小企業金融機関等への相談窓口の設置、セーフティネット貸付、セーフティネット保証等による支援策を講ずる。(中小企業庁)

#### (3) 特定接種の実施

政府対策本部において特定接種の実施が決定された場合、登録事業者に対し、厚生労働省が定める方法により予防接種を実施することとなるため、関係局は予防接種が円滑に行われるよう、登録事業者や事業者団体との調整を行う。(関係局)

### 4. ライフライン／生活必需品に係る対策

#### (1) 事業者等に対する要請

内閣官房から要請等を受けて、経済産業省の所掌に係る社会機能維持事業者等に対して、

- 厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関連する情報等の注視
- サプライチェーン全体を念頭に置いた供給体制、備蓄状況、流通方策についての確認
- 海外のみならず国内において新型インフルエンザが発生した場合、又は発生するおそれがある場合においても、エネルギー等や生活必需品の安定供給、原子力の安全に支障が出ないよう、職場における感染防止策並びに重要業務の継続及び不要不急の業務の縮小を的確かつ迅速に実施するためのBCPの策定

など十分な事前の準備を行うよう要請する。(地域経済産業G、製造産業局、商務情報政策局、商務・サービスG、産業保安G、資源エネルギー庁、関係局)

## (2) エネルギー需給状況の確認と対応

新型インフルエンザ等が発生している国・地域からのエネルギー資源の確保・供給に影響が出る場合に備え、必要に応じて、関係機関や事業者等から情報収集を行い、エネルギー需給の動向を注視するとともに、安定供給確保に向けた対策を講ずる。(資源エネルギー庁)

## 5. 職員等への対応

### (1) 職員に対する注意喚起・指導等

厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関連する情報等を踏まえつつ、経済産業省診療所と協力して、必要に応じて、次の点に注意するよう指導する。なお、厚生労働省、外務省等から、これらの事項以外について新型インフルエンザ等に関連する注意事項等が示された場合には、必要に応じて、これに関して注意喚起等を行う。

- ① 新型インフルエンザ等が発生している国・地域の状況や予防に必要な注意事項等に係る情報を注視すること。
- ② 海外渡航届出を確実に行うこと。また、新型インフルエンザ等が発生している国・地域への海外旅行等については、外務省の新型インフルエンザ等関係の渡航情報等を踏まえ、自粛を含め再検討すること。仮に、渡航する場合には、帰国した際の状況等を報告すること。
- ③ 職員及びその家族等の健康状態に注意し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の新型インフルエンザ様症状があれば、直ちに医療機関等に相談すること。
- ④ 職員及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、所属課室へ直ちに報告すること。インフルエンザ様症状があれば、出勤しないこと。  
(官房秘書課、厚生企画室、特許庁)

### (2) 現地駐在職員、出張者、旅行者等の状況確認

新型インフルエンザ等が発生している国・地域に居住する職員(駐在、留学等)、当該国・地域に滞在中の出張者及び旅行者の状況を確認し、新型インフルエンザ等関連の情報に注意するよう指示するとともに、必要に応じて、追加的に帰国も含めた適切な指示を行う。なお、他機関に出向中の職員については、基本的には所属機関からなされる指示に従うこととなるが、必要に応じて、経済産業省から本人に対して注意喚起・指導を行う。(官房秘書課、通商政策局、特許庁、関係局)

### (3) 会議・出張の自粛、自宅待機・在宅勤務等の検討

厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関連する情報等を踏まえつつ、その流行の度合いに応じて、新型インフルエンザ等が発生している国・地域における会議(国際会議を含む。)の開催や、当該国・地域への出張(海外出張を含む。)については、時期の見直し、自粛を含めて再検討する。仮に、会議参加、出張等を行う場合には、帰国した際の状況等の報告を徹底する。(関係局)

国内において新型インフルエンザ等が発生した場合、多くの職員が出勤困難又は不可能となるおそれがあることから、こうした事態に備え、自宅待機、在宅勤務、時差出勤、交代制の導入等の活用に係る発動要件、勤務管理、命令の発出の在り方等について確認し、職員に周知する。(官房秘書課、特許庁)

### (4) 庁舎の衛生管理、関係機関との連携

国内において新型インフルエンザ等が発生した場合に、国及び地方公共団体の保健部局等から



の各種要請を混乱なく受けられるよう、事前にこれらの部局等との連絡体制の整備を図るとともに、保健部局等からの助言等を受けつつ、庁舎の衛生管理に努める。

経済産業省診療所とともに、省内で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合等の対応について検討を深める。近隣の病院等に対して、省内で新型インフルエンザ等様症状を呈する患者が発生した場合等の対応について引き続き協力を要請する。

(厚生企画室、特許庁)

## (5) 特定接種の実施

政府対策本部において特定接種の実施が決定された場合、職員の対象者に対し、本人の同意を得た上で、厚生労働省が定める方法により予防接種を実施する。(官房秘書課、官房総務課、厚生企画室)

### (参考) 政府行動計画における経済産業省関係項目

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 政府の体制強化等

- ① 国は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し全ての国務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、その他全省庁)
- ④ 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き(緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないときを除く。)、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について協議・決定し、直ちに公示し、周知を図り、都道府県は都道府県対策本部を設置する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)
- ⑤ 国は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、必要に応じて基本的対処方針を変更し、公示する。(内閣官房、その他全省庁)

#### (3) 情報提供・共有

##### (3)-1 情報提供

- ① 国は、国民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(関係省庁)
- ② このため、国は、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。国は、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整する。(内閣官房、関係省庁)

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 国内でのまん延防止対策の準備

- ④ 国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国への出張を避けるよう要請する。また海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。(関係省庁)

##### (4)-4 在外邦人支援

- ① 国は、発生国に滞在・留学する邦人に対し、直接又は国内の各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。(外務省、文部科学省、関係省庁)
- ④ 国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、必要に応じ、在外公館備蓄分の抗インフ

ルエンザウイルス薬の処方等を検討する。(外務省、関係省庁)

(4)-5-3 接種体制

(4)-5-3-1 特定接種

- ① 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。(内閣官房、関係省庁)
- ② 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて特定接種の総枠やその対象や順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定める66。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)
- ③ 国は、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う67。(厚生労働省、関係省庁)

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

- ① 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係省庁)
- ② 指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(関係省庁)
- ③ 国は、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。(関係省庁)

## 第3節 国内発生早期

国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合、あるいは、発生が認められた場合には、政府レベルでは、政府対策本部を開催して、集約した情報を基に発生段階を国内発生早期に引き上げる宣言を行うとともに、国内における感染拡大防止を始めとした基本的対処方針について協議・決定することとなる。また、政府対策本部は国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行う。経済産業省としては、こうした政府レベルでの対応に呼応して、情報収集・共有、各産業界への注意喚起と要請、ライフライン・生活必需品の安定供給のための対応等を行うこととする。

### 1. 省内対策本部の開催

国内において新型インフルエンザ等の発生が認められた場合には、政府レベルでは、上記のとおり、政府対策本部を開催して、集約した情報を基に、国内における感染拡大防止を始めとした基本的対処方針について協議・決定し、場合によっては緊急事態宣言を行うこととなる。

経済産業省としても、新型インフルエンザ等の発生段階が引き上げられたことに伴い、こうした政府レベルでの対応に呼応して、直ちに、省内対策本部を開催し、新型インフルエンザ等の症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有し、当該情報を基に我が国経済・産業への影響を分析の上、今後の対応方針について協議・決定する。  
(全部局)

### 2. 産業界に係る対策

#### (1) 関係事業者団体等に対する注意喚起等

政府対策本部、あるいは、厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関連する情報や、内閣官房からの要請等に基づき、経済産業省関係の関係事業者団体等及び傘下の各事業者に対して、政府行動計画、政府ガイドラインを踏まえた対策を講ずるよう注意喚起等を行う。また、関係事業者団体等及びその傘下の各事業者の新型インフルエンザ等に係る対応の状況について聴取する。なお、厚生労働省、外務省等から、これらの事項以外についてインフルエンザ等に関連する情報が示された場合には、必要に応じて、これに関して注意喚起等を行う。

また、緊急事態宣言がされている場合、関係事業者団体等及び傘下の各事業者におけるサービス水準に係る状況の把握に努め、国民に対して、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。  
(全部局)

#### (2) 発生地域における大規模集会、興行活動等の自粛要請

新型インフルエンザ等が発生している地域における不要不急の大規模集会や不特定多数の者が集まる活動等であって経済産業省が主催するものについては延期・中止等を検討する。また、関係事業者団体等及び傘下の各事業者に対して、新型インフルエンザ等が発生している国・地域における不要不急の大規模集会や不特定多数の者が集まる活動等の自粛等を要請する。  
(関係局)

### (3) 産業や事業者に与える影響の確認

新型インフルエンザ等の発生状況に対応して、国内産業や事業者に与える影響について確認・調査を行う。(経済産業政策局、製造産業局、商務情報政策局、商務・サービスG、産業保安G、資源エネルギー庁)

### (4) 中小企業対策

我が国の輸出入が制約を受ける場合や、国内の患者発生地域で生産活動が停滞した場合等に、影響を受ける中小企業者に対する対策を講ずる。具体的には、中小企業への影響を調査し、必要に応じて、政府系中小企業金融機関等への相談窓口の設置、セーフティネット貸付・セーフティネット保証等による支援策の措置を講ずる。(中小企業庁)

## 3. ライフライン／生活必需品に係る対策

### (1) 事業者等に対する要請

国内における新型インフルエンザ等の発生又は拡大に際して、必要に応じて、社会機能維持事業者等から対応を聴取するとともに、エネルギー等や生活必需品の安定供給、ライフライン関係施設の保安確保に支障が出ないよう、必要に応じて、社会機能維持事業者等(当該事業者等の取引相手となる事業者も含む。)に対して、協力要請、指導等を行う。(地域経済産業G、製造産業局、商務情報政策局、商務・サービスG、産業保安G、資源エネルギー庁、関係局)

### (2) エネルギー需給状況の確認と対応

新型インフルエンザ等が発生している国・地域からのエネルギー資源の確保・供給に影響が出る場合に備え、必要に応じて、関係機関や事業者等から情報収集を行い、エネルギー需給の動向を注視する。また、国内において、全国的又は局地的に需給逼迫等の問題が発生していないかについて、関係機関、事業者等とも密接に連携して動向を注視し、安定供給確保に向けた対策を講ずる。(資源エネルギー庁)

### (3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。

#### ① 指定(地方)公共機関に対する対応

業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を講ずるよう要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じて周知する。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(資源エネルギー庁)

#### ② 登録事業者に対する対応

登録事業者における業務継続計画(BCP)に基づき、国民生活及び国民経済に寄与する業務の継続的な実施を要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じて周知する。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(関係局)

## 4. 職員等への対応

### (1) 職員に対する注意喚起、指導等

厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関連する情報等を踏まえつつ、経済

産業省診療所と協力して、必要に応じて、次の点に注意するよう指導する。なお、厚生労働省、外務省等から、これらの事項以外について新型インフルエンザ等に関連する注意事項等が示された場合には、必要に応じて、これに関して注意喚起、指導を行う。

- ①新型インフルエンザ等が発生している国・地域の状況や予防に必要な注意事項等に係る情報を注視すること。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断を行い行動をとること。必要に応じて、マスクを着用し、手洗い、うがいを励行すること。
- ②海外渡航届出を確実にを行うこと。また、新型インフルエンザ等が発生している国・地域への海外旅行等については、外務省の新型インフルエンザ関係の渡航情報等を踏まえ、自粛を含め再検討すること。仮に、渡航する場合には、帰国した際の状況等を報告すること。
- ③職員及びその家族等の健康状態に注意し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の新型インフルエンザ等様症状があれば、直ちに医療機関等に相談すること。
- ④職員やその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、所属課室へ直ちに報告すること。インフルエンザ等様症状があれば、出勤しないこと。
- ⑤「咳(せき)エチケット<sup>4</sup>」を徹底すること。
- ⑥新型インフルエンザ等が発生している地域における大規模集会や興行施設等不特定多数の者が集まる場所への不要不急の外出を自粛すること。
- ⑦厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関連する情報等を踏まえつつ、その流行の度合いに応じて、新型インフルエンザ等が発生している国・地域における会議(国際会議を含む。)の開催や、当該国・地域への出張(海外出張を含む。)については、時期の見直し、自粛を含めて再検討する。仮に、会議参加、出張等を行う場合には、帰国した際の状況等の報告を徹底する。

(官房秘書課、厚生企画室、特許庁)

## (2) 職員に感染が疑われる症状が生じた場合の対応

職員に新型インフルエンザ等患者又は新型インフルエンザ等が疑われる症状(疑似症状)の者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、国及び地方公共団体からの感染症法に基づく要請等に対して速やかに協力する。特に感染の疑いのない職員については、可能な限り通常勤務とするが、状況に応じて、時差出勤、通勤経路の変更、在宅勤務、自宅待機を指示する。(官房秘書課、厚生企画室、特許庁)

職員の同居の家族に疑似症状が出た場合には、状況に応じて、年次休暇、子の看護休暇の取得が認められる旨を周知する。この際、年次休暇の取得については、感染拡大防止の重要性にかん

---

<sup>4</sup> 咳やくしゃみが出る場合に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要。

\* 咳・くしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2m以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部(袖口)で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部を押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を提言することができるからである。呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。

\* 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておく。

\* 咳をしている人には、マスクの着用を積極的促す。マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販のマスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。一方、健常人がマスクをしているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要。マスクの着用は説明書をよく読んで、正しく着用する。

がみ、真に公務の運営に支障が生ずる場合を除き承認されるべきである旨も併せて周知する。なお、この場合、休暇取得者に対して、家族及び本人の状況について、管理者に定期的に報告するように指示する。(官房秘書課、特許庁)

### (3) 現地駐在職員、出張者、旅行者等の状況確認

新型インフルエンザ等が発生している国・地域に居住する職員(駐在、留学等)、当該国・地域に滞在中の出張者及び旅行者の状況を確認し、新型インフルエンザ等関連の情報に注意するよう指示するとともに、必要に応じて、追加的に帰国も含めた適切な指示を行う。なお、他機関に出向中の職員については、基本的には所属機関からなされる指示に従うこととなるが、必要に応じて、経済産業省から本人に対して注意喚起・指導を行う。(官房秘書課、通商政策局、特許庁、関係局)

### (4) 庁舎の衛生管理

国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請を混乱なく受けられるよう、事前にこれらの部局等との連絡体制の整備を図るとともに、保健部局等からの助言等を受けつつ、庁舎の衛生管理に努める。

経済産業省診療所とともに、省内で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合等の対応について検討を深める。近隣の病院等に対して、省内で新型インフルエンザ等様症状を呈する患者が発生した場合等の対応について引き続き協力を要請する。

(厚生企画室、特許庁)

#### (参考) 政府行動計画における経済産業省関係項目

##### (1) 実施体制

###### (1)-1 基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

###### (1)-4 緊急事態宣言の措置

###### (1)-4-1 緊急事態宣言

① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のように考えられる。

- ・ 厚生労働省(国立感染症研究所及び検疫所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。
- ・ 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問する。
- ・ 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うことを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、変更案を決定する。
- ・ 政府対策本部長は緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更する。

- ・あわせて、政府対策本部長は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。

② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 国は、国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係省庁)
- ② 国は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(厚生労働省、関係省庁)

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 国内でのまん延防止対策

- ② 国及び都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係省庁)

#### (4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ② 国は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第 45 条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、結論を得る(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)

### (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

#### (6)-1 事業者の対応

国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係省庁)

#### (6)-2 国民・事業者への呼びかけ

国は、国民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)

#### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### (6)-3-1 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(関係省庁)

##### (6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給 73

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

##### (6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ

国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(内閣官房、関係省

庁)

(6)-3-6 生活関連物資等の価格の安定等

国、都道府県、市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)



## 第4節 国内感染期

国内において新型インフルエンザ等が発生した後、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で終えなくなった事例が生じた状態になった場合には、政府対策本部を開催して、集約した情報を基に発生段階を国内感染期に引き上げる宣言を行うこととなる。

### ○国内感染期

地域未発生期： 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

地域発生早期： 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

地域感染期： 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)

この段階に入った場合の経済産業省の対策は、基本的には第3節と変わらず、対応を一層強化していくことが基本となる。なお、地域における発生段階の移行については、国と協議の上で都道府県が判断することとなっている。

### 1. 省内対策本部の開催

国内において新型インフルエンザ等が発生した後、政府レベルでは、その感染の拡大の状況も見極めつつ、適宜政府対策本部が開催されることとなる。経済産業省としても、こうした政府レベルでの対応に呼応して、省内対策本部を開催し、収集できている情報を共有し、当該情報を基に我が国の経済・産業への影響を分析の上、対応方針について協議・決定する。(全部局)

### 2. 産業界に係る対策

発生段階の進展に合わせて、適時適切に関係事業者団体等及び傘下の各事業者に対して、情報提供を行い、また、注意喚起等を行う。

国内において、新型インフルエンザ等に罹患した者が発生している地域においては、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動等であって経済産業省が主催するものについては延期又は中止する。また、関係事業者団体等及び傘下の各事業者に対して、国内及び国外において、罹患者が発生した国・地域における不要不急の大規模集会や不特定多数の者が集まる活動等の自粛等を要請する。回復期には、上記対策を段階的に縮小又は解除する。また、緊急事態宣言がされている場合、関係事業者団体等及び傘下の各事業者におけるサービス水準に係る状況の把握に努め、国民に対して、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(全部局)

なお、我が国の輸出入が制約を受ける場合や、国内の患者発生地域で生産活動が停滞した場合等に、影響を受ける中小企業者に対する対策を講ずる。具体的には、中小企業への影響を調査し、必要に応じて、政府系中小企業金融機関等への相談窓口の設置、セーフティネット貸付・セーフティネ

ット保証等による支援策の措置を講ずる。(中小企業庁)

### 3. ライフライン／生活必需品に係る対策

#### (1) 事業者等に対する要請

国内における新型インフルエンザ等の発生又は拡大に際して、引き続き、社会機能維持事業者等から対応を聴取するとともに、エネルギー等や生活必需品の安定供給、ライフライン関係施設の保安確保に支障が出ないよう、必要に応じて、協力要請・指導等を行う。

万一、エネルギー等や生活必需品の安定供給に支障が生ずる懸念がある場合には、経済産業省としては、事業者に対して、あらかじめ策定した計画がある場合にはこれに従い、必要に応じて、業務交代や補助要員の確保、代替的な供給経路の利用、備蓄の放出等を行いつつ、新型インフルエンザ等流行時の事業運営体制<sup>5</sup>を確保するよう指導する。

(地域経済産業G、製造産業局、商務情報政策局、商務・サービスG、産業保安G、資源エネルギー庁、関係局)

#### (2) エネルギー供給への影響が懸念される場合の対応

電気・ガス・熱供給、石油、工業用水、情報システム等のライフライン関係事業者に対して、省内対策本部において収集できている新型インフルエンザ等に関する情報、省内対策本部における決定事項について引き続き情報提供するとともに、厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関連する情報への注意喚起を行う。

また、各事業者における従業員の新型インフルエンザ等罹患状況、対応状況、電気・ガス等の供給・保安体制への影響等について情報集約と情報提供を要請する。

仮に、電気・ガス等において供給停止区域が発生した場合には、適切な形で国民に対して情報提供することを要請する。また、供給停止が起きた場合の影響を緩和するため、以下の措置を講ずる。(資源エネルギー庁)

- 政府広報等により、全国の需要家に対し節電を要請するとともに、自家発電施設を保有する企業等に対し、当該施設の利用を働きかける
- 電気事業者に対する供給力の確保(融通協力を含む。)を指示する
- ガス供給停止区域のガス事業者に対し、病院等重要施設への代替供給の検討を要請する

#### (3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。

##### ① 指定(地方)公共機関に対する対応

業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を講ずるよう要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じて周知する。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(資源エネルギー庁)

<sup>5</sup> 事業継続のために必要な部署等における感染予防策の実施(従業員等に対する検温、サーベイランス体制の強化、対面での会議の自粛等)、感染予防のための勤務態勢の実施(通勤方法の変更、交代制の導入等)並びに各事業者における流行拡大時限定の代替的意思決定システムの発動等が考えられる。

## ② 登録事業者に対する対応

登録事業者における業務継続計画(BCP)に基づき、国民生活及び国民経済に寄与する業務の継続的な実施を要請する。その際、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じて周知する。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(関係局)

## 4. 職員等への対応

### (1) 職員に対する注意喚起、指導等

引き続き、厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザ等に関連する情報等を踏まえつつ、経済産業省診療所と協力して、全職員に対する指導を継続する。国内感染期になった場合には、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)及び同じ職場等にいる者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が原則として見合わせられることとなるため、新型インフルエンザ等感染防止のための対応を職員に徹底するとともに、厚生労働省からの要請や状況に応じて、不要不急の業務の縮小や出勤停止を職員に指示する。(官房秘書課、厚生企画室、特許庁)

### (2) 業務継続のための機動的な対応

基本的には、第3節同様の対応となる。感染が拡大した場合に、職場に出られない者が急速に増加することにより、重要業務(業務継続の必要性が高い業務)に十分な職員が充当できない場合もあり得ることから、重要業務への適切な要員の配置、その他の業務の縮小・休止等の資源の集中配分に係る判断を機動的に行う。この場合、通常と異なる勤務体制が継続することにより、職員に過度な負担がかからないように留意する必要がある。(関係局)

特定部局に罹患者が集中し、当該部局における重要業務の遂行が困難となる場合、組織横断的な要員の配置について機動的に判断する。(官房秘書課、官房総務課、特許庁)

### (3) 庁舎の衛生管理

国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請を混乱なく受けられるよう、事前にこれらの部局等との連絡体制の整備を図るとともに、保健部局等からの助言等を受けつつ、庁舎の衛生管理に努める。

経済産業省診療所とともに、省内で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合等の対応について検討を深める。近隣の病院等に対して、省内で新型インフルエンザ等様症状を呈する患者が発生した場合等の対応について引き続き協力を要請する。(厚生企画室、特許庁)

#### (参考) 政府行動計画における経済産業省関係項目

##### (1) 実施体制

###### (1)-1 基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

##### (3) 情報提供・共有

###### (3)-1 情報提供

① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイム

ムで情報提供する。(関係省庁)

- ② 国は、引き続き、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、都道府県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(厚生労働省、関係省庁)

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 国内でのまん延防止対策

- ① 国及び都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係省庁)

##### (4)-3 予防接種

国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、国は特定接種を、市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)

#### (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

##### (6)-1 事業者の対応

国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(関係省庁)

##### (6)-2 国民・事業者への呼びかけ

国は、国民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)

##### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

###### (6)-3-1 業務の継続等

- ① 指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。(関係省庁)
- ② 国は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。(関係省庁)

###### (6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給

国内発生早期の記載を参照

###### (6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ

国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、国民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(内閣官房、関係省庁)

###### (6)-3-7 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 国、都道府県、市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う<sup>83</sup>。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)
- ② 国、都道府県、市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)
- ④ 国、都道府県、市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)

###### (6)-3-12 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資<sup>86</sup>

- ① 政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。
- ② 日本政策金融公庫等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。
- ③ 日本政策金融公庫は、新型インフルエンザ等緊急事態において、株式会社日本政策金融公庫法第 11

条第2項の主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。

(6)-3-13 金銭債務の支払猶予等 87

国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱するおそれがある場合には、その対応策を速やかに検討する。

## 第5節 小康期

### 1. ライフライン／生活必需品関係

新型インフルエンザ等の流行が小康期との宣言がなされた場合には、社会機能維持事業者等に対して、今般の新型インフルエンザの流行時における対応について総括を行う。

具体的には、電気・ガス・熱供給、石油、工業用水、情報システム等のライフライン事業者における原燃料調達、安定供給及び保安等の観点、生活必需品に係る原材料調達から小売りまでのサプライチェーンの健全性の観点を含めて検討し、課題の抽出を行う。特に、生活必需品に関して、今般の流行を踏まえ、その対象及び供給の在り方について必要に応じて関係省庁とも議論を行う。(全部局)

また、社会機能維持事業者等における新型インフルエンザ等感染者に対する医療機関の対応についても総括し、予防、円滑な診療等に関する情報について厚生労働省を始めとする関係機関とも共有し、次の流行の波が到来するまでの間に、必要に応じて、関係機関と連携して体制面等の整備を行う。また、新型インフルエンザ等流行時に製造を開始したパンデミックワクチンの接種の在り方について、関係省庁対策会議等の場において議論を行う。(地域経済産業G、製造産業局、商務情報政策局、商務・サービスG、産業保安G、資源エネルギー庁、関係局)

緊急事態宣言がされている場合、指定(地方)公共機関等に対し、国内の状況等を踏まえ、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。また、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、政府対策本部の方針及び各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に必要な支援について検討する。(資源エネルギー庁、関係局)

### 2. 一般事業者対策

新型インフルエンザ等の流行が小康期との宣言がなされた場合には、経済活動の回復に向けて事態認識等を経済界と共有する。とりわけ、影響を受けた中小企業の状況については、注意深く把握し、金融支援のみならず、他の方策による支援の在り方等を検討する。

また、次の流行の波が到来するまでの間に、各事業者による事業継続計画の策定・見直しを進めるよう各事業者の取組を慫慂する。緊急事態宣言がされていた場合、国内の状況等を踏まえ、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。また、各事業者団体及び傘下の各事業者に対し、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小又は中止していた事業について、政府対策本部の方針及び各地域の感染動向を踏まえつつ、再開しても差し支えない旨、周知する。(全部局)

### 3. 職員等への対応

流行時における省内の状況を踏まえ、経済産業省においても、自らの職員に係る対策、事業者との関係に係る業務の在り方について見直しを行う。また、この一環として、治療薬、感染予防物品の備蓄についても評価を行い、次の流行の波が到来するまでの間に、必要に応じて備蓄を進める(マスク、抗インフルエンザウイルス薬、マスク、感染症防護キット、体温計等。第2章第1節4.(4)参照)。(官房総務課、厚生企画室、特許庁)

## (参考) 政府行動計画における経済産業省関係項目

### (1) 実施体制

#### (1)-1 基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

#### (1)-3 対策の評価・見直し

国は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府行動計画、ガイドライン等の見直しを行う。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)

#### (1)-4 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等にり患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにり患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する90。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(関係省庁)
- ② 国は、国民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。(関係省庁)

### (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

#### (6)-1 国民・事業者への呼びかけ

国は、必要に応じ、引き続き、国民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)

#### (6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (6)-2-1 業務の再開

- ① 国は、全国の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(厚生労働省、関係省庁)
- ② 国は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(関係省庁)

##### (6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

国内感染期の記載を参照。

##### (6)-2-3 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ① 国は、国内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(内閣官房、関係省庁)
- ② 都道府県、市町村、指定(地方)公共機関は、国と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(厚生労働省、関係省庁)





# 第3章 その他

## 第1節 行動計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生の時期や形態についての予測は常に変わりうるものであり、発生の態様も必ずしも予測されたようになるとは限らず、生ずる事態も様々であると想定されることから、経済産業省は、今後の情勢の変化等を踏まえ、この計画を随時見直し、必要に応じて改定することとする。

## 第2節 用語の定義

本計画において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ以下のとおり。

- 新型インフルエンザ  
感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。  
毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。
- 新感染症  
新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- インフルエンザウイルス  
インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)
- 鳥インフルエンザ  
一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

- 家きん  
鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。  
なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
- 濃厚接触者  
新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長時間接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当)。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
- パンデミック  
感染症の世界的大流行。  
特に、新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- 抗インフルエンザウイルス薬  
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
- プレパンデミックワクチン  
新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。
- パンデミックワクチン  
新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
- ライフライン関係事業者  
本計画においては、電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者、石油事業者、LPガス事業者、工業用水事業者をいう。
- サーベイランス  
見張り、監視制度という意味。  
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

## (参考1) 治療薬・感染予防物品の備蓄量

以下のような物品を必要数量備蓄することを目標とする。

物品等	必要数量	備考
抗インフルエンザウイルス薬	29, 500	
サージカルマスク	37, 170	
N95マスク(医療従事者用)	650	
N95マスク(出張者用)	3, 550	
グローブ	1, 200	
ゴーグル	630	
感染症防護キット	200	
消毒用エタノール	80	消毒用スプレーに補充して使用。
次亜塩素酸ナトリウム水溶液	80	同上
消毒用スプレー	20	患者が発生した執務室、診療所内の机やいす等の消毒用に使用。
速乾性摩擦式手指消毒剤	20	自動手指消毒器に補充して使用。
自動手指消毒器	8	診療所、健康管理室に各2台ずつ設置。入退室の際に使用。
電子体温計	24	診療所、健康管理室において使用。
医療廃棄物容器	60	医療用廃棄物容器専用ホルダーに装着して使用。
医療廃棄物容器専用ホルダー	4	診療所、健康管理室に各2台ずつ設置。使用済マスク、グローブ、注射針等を入れる。
空気清浄機	8	診療所に4台、健康管理室に4台を設置。

## (参考2) 新型インフルエンザ等関連ホームページ

○政府の新型インフルエンザ等対策(内閣官房HP)

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>

○新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(内閣官房HP)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>

○新型インフルエンザ等対策関連情報(厚生労働省HP)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/influenza/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/influenza/index.html)

○WHOインフルエンザ情報

<http://www.who.int/influenza/en/>

○その他関係省庁、海外のインフルエンザ関連情報

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/link.html>

# (参考3) 経済産業省新型インフルエンザ等対策本部の設置について

平成19年3月27日  
経済産業大臣決定

1. 経済産業省として、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、経済産業省新型インフルエンザ等対策本部(以下「経済産業省対策本部」という。)を置く。
2. 経済産業省対策本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長	経済産業大臣
副本部長	経済産業副大臣
〃	経済産業副大臣
〃	経済産業大臣政務官
〃	経済産業大臣政務官
〃	経済産業事務次官
〃	経済産業審議官
本部員	大臣官房長
	総括審議官
	技術総括・保安審議官
	経済産業政策局長
	地域経済産業審議官
	通商政策局長
	貿易経済協力局長
	産業技術環境局長
	製造産業局長
	商務情報政策局長
	商務・サービス審議官
	資源エネルギー庁長官
	特許庁長官
	中小企業庁長官
オブザーバー	経済産業省診療所長

3. 経済産業省対策本部は、経済産業省の新型インフルエンザ等対策を実施するため、以下の事務を行う。
  - 一 各部局が実施する新型インフルエンザ等対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること。
  - 二 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び連絡に関する事務を総括すること。

三 その他各部局における新型インフルエンザ等対策の実施を推進すること。

4. 各部局の長は、必要に応じ、各部局に新型インフルエンザ等対策本部支部(以下「支部」という。)を設置することができる。各部局の長は、各部局における支部を設置又は廃止した場合には、その旨を大臣に報告するものとする。
5. 各経済産業局又は各産業保安監督部(以下「各地方支分部局等」という。)の長は、必要に応じ、各地方支分部局等に支部を設置することができる。各地方支分部局等の長は、各地方支分部局等における支部を設置又は廃止した場合には、その旨を大臣に報告するものとする。
6. 経済産業省対策本部の下に、本部を補佐するため、経済産業省新型インフルエンザ等対策本部幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。
7. 経済産業省対策本部及び幹事会の庶務は、関係課室の協力を得て、大臣官房総務課において処理する。
8. 各号に定めるもののほか、経済産業省対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が別に定める。

## 経済産業省新型インフルエンザ等対策本部幹事会

幹事長	大臣官房総務課長
副幹事長	大臣官房技術担当参事官
構成員	大臣官房秘書課長
	大臣官房労務担当参事官
	大臣官房防災業務室長
	大臣官房広報室長
	大臣官房厚生企画室長
	経済産業政策局総務課長
	地域経済産業グループ地方調整室長
	通商政策局総務課長
	貿易経済協力局総務課長
	製造産業局総務課長
	商務情報政策局総務課長
	商務・サービスグループ参事官
	産業保安グループ保安課長
	資源エネルギー庁総務課長
	特許庁秘書課長
	中小企業庁事業環境部経営安定対策室長

# (参考4) 特定接種の対象となり得る業種・職務について

※政府行動計画より抜粋

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

## (1) 特定接種の登録事業者

### B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	経済産業省
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品(LPガスを含む)の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省



業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	経済産業省
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

**(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員**

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

**区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務**

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務(秘書業務を含む。)	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁

**区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

**区分3：民間の登録事業者と同様の業務**

(1)の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者(管制業務を含む。)、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務